

出席停止について

1 学校において予防すべき感染症の種類

第一種 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）

第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病

2 出席停止の基準

- (1) 第一種の感染症にかかった者については治癒するまで。
- (2) 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

病名	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ	平均2日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	7～10日	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	8～12日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	16～18日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風しん	16～18日	発疹が消失するまで
水痘	14～16日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	2～14日	主要症状が消退した後2日を経過するまで

- (3) 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の伝染病にかかった者については、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。